

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|--------------|---|---------------------|----------|
| No | 4 | 府 省 庁 名 厚生労働省 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡大 | | |
| 要望内容 （概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p><特定健診・保健指導> 医療保険者が、40歳以上70歳以下の被保険者・被扶養者に対しメタボリックシンドロームに着目した特定健診及びこの検診の結果一定の基準に当てはまる者に対して特定保健指導を実施する。</p> <p><がん検診> 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として市町村が実施 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（厚生労働省健康局長通知）を定め、同指針に基づく検診を推進する。</p> <p><予防接種> 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施し、国民の健康の保持に寄与する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p><特定健診・保健指導> 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が実施する特定健診・保健指導について、医療費控除の範囲を拡大し、現在、対象とされていない特定健診や特定保健指導の動機付け支援等の自己負担額について、医療費控除の対象とするとともに、フィットネスクラブで運動を行った際に要する費用など特定保健指導対象者が実施する生活習慣改善に向けた取組に係る費用について、一定の条件の下に医療費控除の対象とする。</p> <p><がん検診及び予防接種> がん検診及び予防接種に係る自己負担額を医療費控除の対象とすることを要望する。</p> | | |
| 関係条文 | <p><特定健診・保健指導> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条～第31条、第120条、第121条 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成24年厚生労働省告示第525号）</p> <p><がん検診> 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第19条の2 健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第4条の2</p> <p><予防接種> 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条、第5条第1項（任意接種を除く。）</p> | | |
| 減収 見込額 | [初年度] ▲23,702 (—) [改正増減収額] — | [平年度] ▲23,702 (—) | (単位：百万円) |

| | | |
|--------------------|---|----------|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>特定健診・保健指導の実施によってメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させ、生活習慣病の予防及びこれによる医療費適正化を図る。</p> <p>がん対策推進基本計画にて掲げる受診率の目標を達成し、がんを早期に発見しがんによる死亡率を低下させる。</p> <p>予防接種率を向上させることにより、疾病の発症率の軽減を図る。</p> <p>また、これらの取組を進めることにより、健康管理や疾病予防など自助努力を行うことを推進していく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定健診・保健指導については、平成 25 年度より第二期医療費適正化計画期間(5 力年)が開始しており、制度開始以後、実施率が着実に向上するとともに、特定保健指導が医療費適正化効果を有することも判明してきている。一方で、目標値(平成 29 年度で、特定健診 70%・特定保健指導 45%)とはまだ開きがあり、これまでの医療保険者の取組への支援に加え、被保険者等の受診を促すインセンティブを用意することにより実施率の向上を図っていくことが必要である。</p> <p>がん検診については、厚生労働省において、平成 2 1 年度よりがん検診の無料クーポン券を配布するがん検診推進事業を実施するなどにより普及・啓発等に取り組んでおり、実施率は向上傾向にあるものの、いまだ 2 0 - 3 0 %程度に留まっており、実施率の向上を図っていくことが必要である。</p> <p>予防接種法に基づく A 類疾病の定期接種については、ほとんどの自治体において、全額公費負担で実施されているところであるが、B 類疾病の定期接種については、一定程度の自己負担が伴うことから接種率は 5 0 %程度に留まっている。また、定期接種化されていない任意の予防接種については、全額自己負担が原則とされているため、接種者数は限定的である。B 類疾病の定期接種及び任意の予防接種についても医療費の抑制に寄与すると考えられることから、今後、個々人に対する予防接種の有効性・リスクについて積極的に情報提供を行うことに加え、接種を促すインセンティブを用意することにより、接種率の向上を図っていくことが必要である。</p> <p>また、「日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」及び「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について(平成 25 年 8 月 21 日閣議決定)」においても、個人の主体的な健康管理を進める必要性が指摘されており、個人の自己負担額を軽減することを契機として、これらの取組を進めていく必要がある。</p> | |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | | |
| | <p>ページ</p> | <p>—</p> |

| | | |
|-------------|-------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>○ 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）抄 「個人・保険者・企業の意識・動機付けを高めることと健康寿命延伸産業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービスを受けられる仕組みを作り、自己健康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する</p> <p>○ 社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（平成 25 年 8 月 21 日閣議決定）抄 2（1）個人の選択を尊重しつつ、健康管理や疾病予防など自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みの検討など、個人の主体的な健康維持増進への取組を奨励する</p> <p>○ 政策評価 <特定健診・保健指導> （基本方針 I） 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること （施策大目標 9） 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること （施策目標 2） 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること</p> <p><がん検診> （基本方針 I） 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること （施策大目標 10） 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること （施策目標 10-2） 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p> <p><予防接種> （基本目標 I） 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること （施策大目標 5） 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること （施策目標 1） 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p> |
| | 政策の達成目標 | <p><特定健診・保健指導> 平成 29 年度目標値（第二期医療費適正化基本方針） 特定健診実施率 70% 特定保健指導実施率 45% メタボリックシンドローム該当者・予備群 25%減（平成 20 年度比）</p> <p><がん検診> 平成 28 年度目標値 がん検診受診率 50%（胃、肺、大腸は、当面 40%）</p> |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| 同上の期間中の達成目標 | — | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| | 政策目標の達成状況 | <p><特定健診・保健指導> 特定健診実施率 45%(平成23年度(速報値)) 特定保健指導実施率 15.9%(平成23年度(速報値))</p> <p><がん検診> がん検診受診率 胃 30.1%、肺 23%、大腸 24.8%、乳 31.4%、子宮 32% (平成22年国民生活基礎調査)</p> |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p><特定健診・保健指導> 特定健診 約2,323万人 特定保健指導対象者 約655万人</p> <p><がん検診> 市区町村が提供するがん検診の受診者数 胃がん 3,809,890人、肺がん 7,087,151人、大腸がん 7,649,103人、子宮がん 4,516,207人、乳がん 2,523,008人。(平成23年地域保健・健康増進事業報告)</p> <p><予防接種> 【B類疾病の定期接種】 季節性インフルエンザ(65歳以上の高齢者を対象) 延べ接種者数 約1,500万人 (平成23年地域保健・健康増進事業報告)</p> <p>【任意の予防接種】 延べ接種者数 約1,700万人 (平成23年度ワクチン生産実績)</p> |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | — |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | <p><特定健診・保健指導> 保険者に対する特定健診・保健指導の費用補助 約253億円 (費用負担割合は、国1/3、都道府県1/3、保険者1/3)</p> <p><がん検診> ・がん検診推進事業(37億円) 一定年齢の方者に対して、検診手帳と無料クーポン券を配付 ・がん対策推進費の一部(2.8億円の内数) 企業や保険者等と連携し、取り組みの共有や説明会の開催 ・がん検診受診勧奨事業(10億円) 市区町村・都道府県による住民に対する個別受診勧奨・再勧奨のほか被用者保険や検診機関等と市区町村・都道府県の連携により受診状況を市区町村側に共有できる仕組みの構築</p> <p><予防接種> 予防接種法に基づく定期接種費用の地方交付税措置</p> |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p><特定健診・保健指導> 予算上の措置は、特定健診・保健指導に係る費用の一部を医療保険者に対し補助しており、要望項目は、特定健診・保健指導に係る費用の自己負担額について医療費控除の対象とするもの。</p> <p><がん検診></p> |

| | | |
|--|---------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進事業の対象者は、がん検診の自己負担が無料となるため、今回の要望の対象とはならない。(推進事業対象者以外で自己負担が発生する者が対象となる) ・その他2事業は主に普及・啓発や情報の共有に係る事業であり、今回の要望項目と直接の関連はない。 <p><予防接種> 地方交付税は、予防接種法に基づく定期接種に係る費用の一部を負担するものであり、要望項目は、定期接種に係る費用の自己負担額及び予防接種に基づかない任意接種に係る費用(全額自己負担額)について医療費控除の対象とするもの。</p> |
| | 要望の措置の 妥当性 | <p><特定健診・保健指導> 制度上対象者を限定(生活習慣病のリスクの高い40~74歳の加入者)しており、加入者の受診を直接促す手段として、医療費控除により、担税力に配慮した上で、自己負担の軽減を図ることが有効な手段である。</p> |
| | ページ | — |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>—</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p><特定健診・保健指導> 平成 20 年度税制改正要望における目標（第一期医療費適正化基本方針） 平成 24 年度 特定健診実施率 70% 特定保健指導実施率 45% メタボリックシンドローム該当者・予備群 10%減少（対平成 20 年度）</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p><特定健診・保健指導> 特定健診実施率は平成 20 年度 38.9%から、平成 23 年度 45.0%と上昇してきているものの、目標値とは開きがある。また、特定保健指導実施率についても、平成 20 年度 7.7%であったが、平成 23 年度は 15.9%と特定健診と同様の傾向となっている。今後、さらなる実施率の向上に向けて、特に実施率の低い被用者保険の被扶養者の実施率の向上や他の健診との連携等が課題であると考えている。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p><特定健診・保健指導> 平成 20 年度税制改正要望において、特定健診・保健指導の自己負担額の医療費控除について要望し、特定保健指導対象者のうち、一定の基準を満たす積極的支援対象者について、特定健診・保健指導の費用が医療費控除の対象とされた。 <がん検診・予防接種> これまで厚生労働省として、要望した経緯はない。 （団体要望にて日本医師会からは要望が提出されていた）</p> |
| <p>ページ</p> | <p>—</p> |